

月潟村商工会から ボリュームアップ券が 交付されます!!

月潟村商工会では、地域振興券の交付に合わせてボリュームアップ券を交付します。交付対象者は、地域振興券の対象者と同じで、1人につき2,000円(100円券×20枚)を交付します。利用方法は、地域振興券と同じです。

※地域振興券1枚につき、ボリュームアップ券1枚の使用ができます。なお、ボリュームアップ券のみの使用はできませんのでご注意下さい。

●この経費の一部は村が助成します。

※不明な点については、役場・住民課へお問い合わせください。

事業者の皆様	交付対象者の皆様	内容
2月4日 地域振興券の取扱事業者説明会を開催します。	①の該当者	2月26日頃 地域振興券引換え申請書を郵送します。
2月19日 指定を受けた事業所に対し、登録証明書を交付します。	②③④の該当者	2月12日頃 地域振興券交付申請書を郵送します。 2月22日までに役場住民課へ申請を行ってください。 2月26日頃 地域振興券交付決定通知書(兼引換え)を郵送します。
3月4日までに店頭にはポスター・ステッカーを掲示してください。	④の該当者	3月5日～ 地域振興券の引換え

3月5日から地域振興券の利用開始

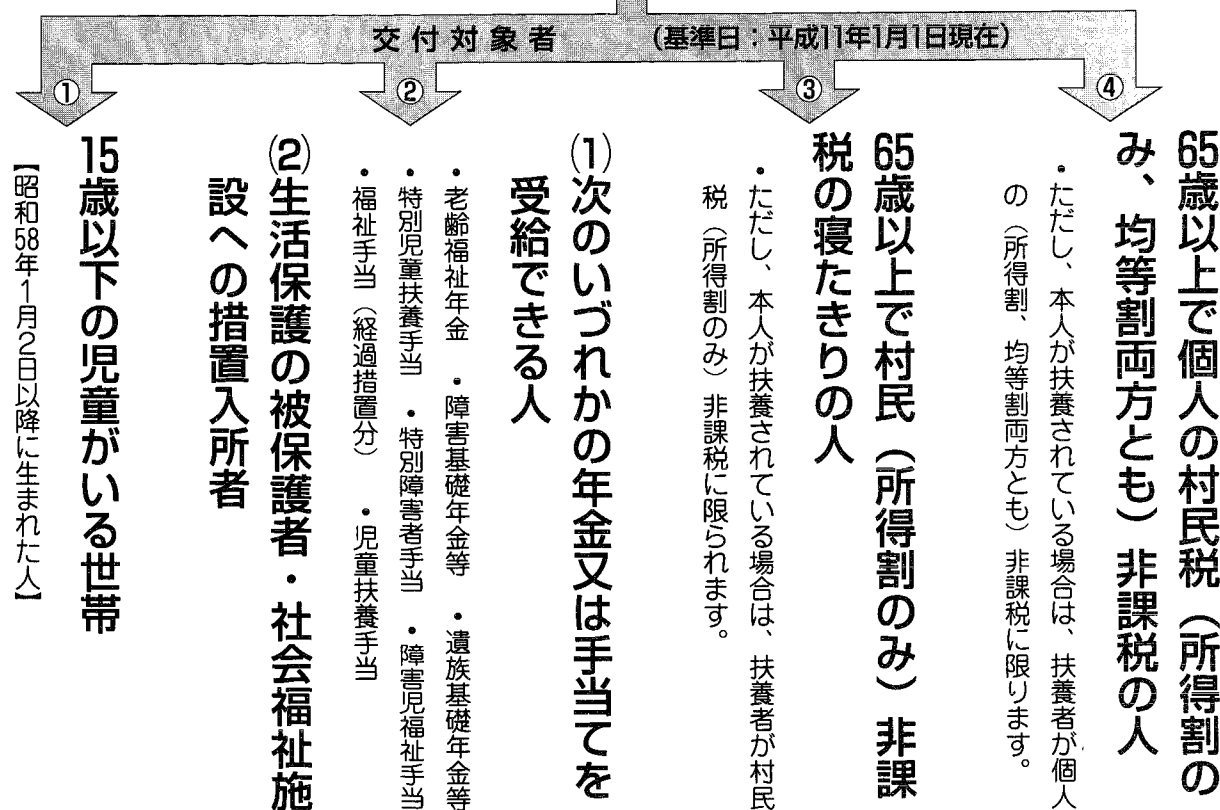
★地域振興券交付のスケジュール



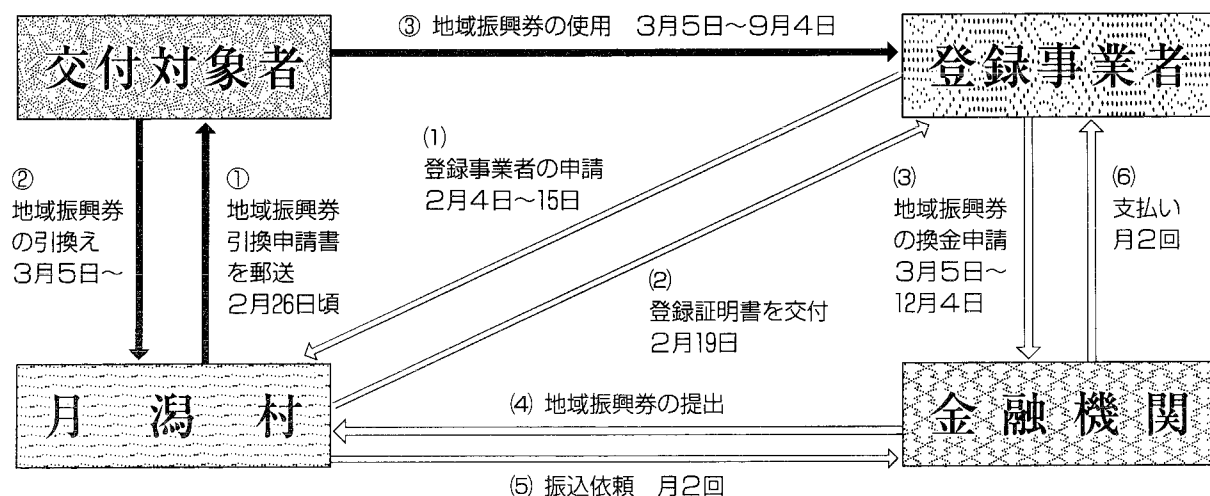
交付額 1人につき2万円
(1,000円券×20枚)

若い親の子育て支援と所得の低い高齢者層等の経済的負担を軽減し、個人消費の喚起と地域経済の活性化を図ることを目的に、地域振興券を交付します。

地域振興券を
交付します



地域振興券交付事業の流れ



★利用方法

- ・利用できる場所は、月潟村の登録事業者です。(ポスターステッカーで表示します。)
- ・地域振興券を使用できる期間は、平成11年3月5日から9月4日までです。

※注意

- ・地域振興券は、購入額が額面に満たない場合でも、釣り銭は支払われません。
- ・券の紛失、盗難にあった場合でも再発行しません。
- ・券を譲渡、売買することはできません。
- ・券を使用できるのは、本人・代理人(配偶者等)・使者(家族等)に限られています。
- ・券は、次の支払いには使用できません。
水道料金、宝くじ、有価証券の購入、商品券やプリペイドカード、切手や官製ハガキ、税金等